

市立小・中学校の適正規模・適正配置の 取組に係る説明会(森の里地区)

令和4年10月23日(日)
森の里小学校



厚木市教育委員会

説明会の趣旨・スケジュール

- ・ 本日は小・中学校の適正規模・適正配置の取組に係る説明会に御参加いただきありがとうございます。
- ・ 本説明会では学校規模適正化に取り組む背景や、令和3年度に策定した方針の内容、森の里地区の学校の現状や今後の見込みについて情報共有させていただくとともに、今後の検討の進め方について御案内させていただくものとなります。
- ・ 開催時間はおおむね1時間30分程度を予定しています。

内容

1. なぜ学校の適正規模・適正配置に取り組むのか
2. 適正規模・適正配置の基本的な考え方
3. 森の里小学校・森の里中学校について
4. 今後の方策の方向性（案）の検討の進め方
5. 最後に

[参考] 玉川小学校・玉川中学校について

1. なぜ学校の適正規模・適正配置に取り組むのか

なぜ学校の適正規模・適正配置に取り組むのか

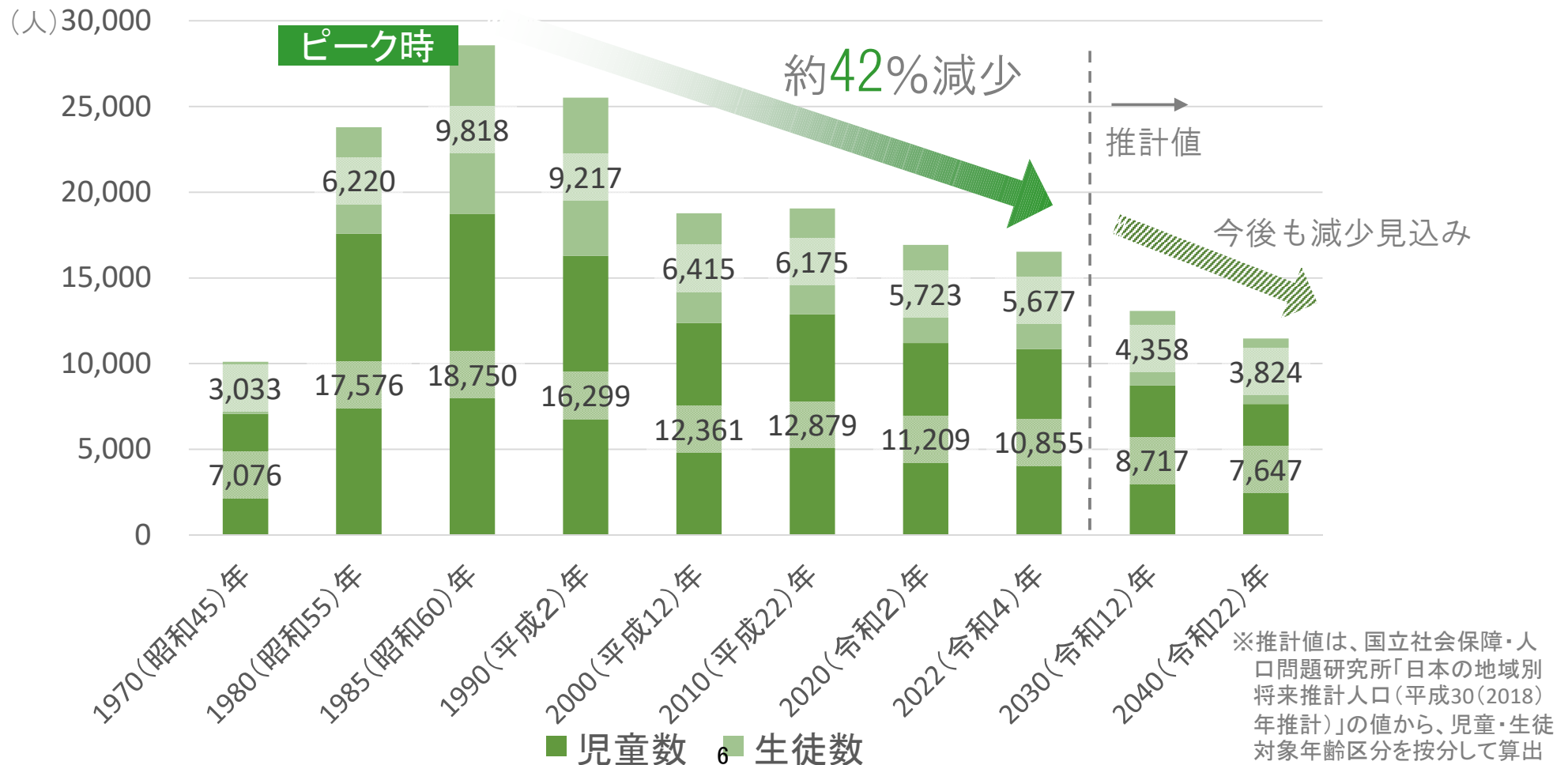
① 学校の適正規模・適正配置の取組とは

- ・ 現在、本市では児童・生徒数の減少に加え、施設の老朽化、教職員の多忙化などの課題に直面
- ・ そうした課題を踏まえ、次世代を担う子どもたちが将来にわたってより良い教育環境で学ぶことができるよう、その構成要素の1つである学校規模(1学校当たりの学級数)の適正化を図るための取組

なぜ学校の適正規模・適正配置に取り組むのか

② 児童・生徒数の減少

- ・本市の児童・生徒数はS60(1985)年度の28,568人をピークに減少が続く
- ・R4(2022)年度の児童・生徒数は16,532人。ピーク時と比べ約42%減少
- ・推計では今後も減少が継続する見込み
⇒学校の小規模化が今後一層進展する見通し



なぜ学校の適正規模・適正配置に取り組むのか

③ 学校施設の老朽化

- ・市内には小・中学校合わせて36校・155棟が整備
 - ・施設の老朽化が進んでおり、R4(2022)年度時点で、約54.2%の建物が築40年以上経過（R14(2032)年度までに12校15棟の建て替えの検討が必要）
 - ・学校の建て替えに伴う更新費用等でR36(2054)年度までに約828億円が必要となる見込み
- ⇒限られた予算を有効に活用し、将来にわたって良好で安全な教育環境の維持を図るため、将来的な学校の在り方を見据えた上で、建て替え費用の削減等を図りながら施設整備等を実施する必要がある

【学校の建て替えの考え方について】

回答区分	1位		2位		3位	
保護者	将来の児童・生徒数を見据え、経費も考慮し、地域ごとに建て替える学校を決めて、建て替える	74.5%	経費を増やさないことを重視し、一部建て替えなど、最小限度の範囲で建て替える	12.5%	現在の学校数を維持するため、経費は増えても、全ての学校を建て替える	8.5%
教職員	将来の児童・生徒数を見据え、経費も考慮し、地域ごとに建て替える学校を決めて、建て替える	72.0%	現在の学校数を維持するため、経費は増えても、全ての学校を建て替える	17.8%	経費を増やさないことを重視し、一部建て替えなど、最小限度の範囲で建て替える	9.3%
市民	将来の児童・生徒数を見据え、経費も考慮し、地域ごとに建て替える学校を決めて、建て替える	75.9%	経費を増やさないことを重視し、一部建て替えなど、最小限度の範囲で建て替える	10.8%	現在の学校数を維持するため、経費は増えても、全ての学校を建て替える	9.6%

[市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果]

なぜ学校の適正規模・適正配置に取り組むのか

④ 学校教職員の多忙化

- ・市立小・中学校を対象にH29(2017)年度に実施した勤務実態調査では、月平均の時間外在校等時間数は、小学校で約54時間、中学校で約70時間
 - ・R元(2019)年度に「市立小・中学校における働き方改革に関する方針」を策定し、教職員の負担軽減に向けた取組を推進中
- ⇒取組の推進に当たっては学校規模の偏りなどが教職員の学校運営や校務などにもたらす影響を考慮する必要がある

【小規模な学校※における学校運営上の課題について】

回答区分	1位		2位		3位	
小学校教職員	<u>教職員一人当たりの校務負担や学校行事</u>	31.2%	教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい	26.1%	教職員の出張や研修等の調整が難しくなりやすい	13.6%
中学校教職員	<u>に関する負担が重くなりやすい</u>	30.8%		28.0%	部活動等の指導者を確保することが難しくなりやすい	19.6%

※国の規則で示されている1学校当たり12学級より小規模な小・中学校

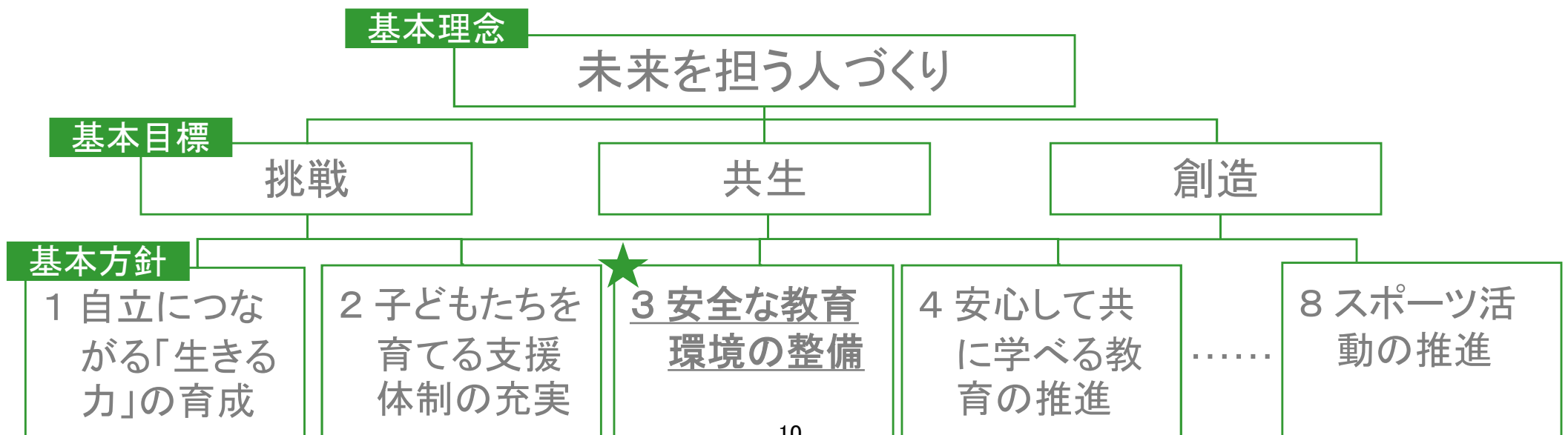
[市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果]

2. 適正規模・適正配置の基本的な考え方

適正規模・適正配置の基本的な考え方について

① 本市教育行政における位置付け

- ・ 厚木市は市教育振興基本計画に基づき「**未来を担う人づくり**」を基本理念に『社会がいかに変化しようとも、自分の夢や可能性に挑戦し、多様性を尊重しながら、様々な人々と協働してより良い社会を創る、その担い手の育成』に取り組んでいる
- ・ 計画では8つの基本方針に基づき、様々な教育施策を実施しているが、方針の1つである「安全な教育環境の整備」として、**子どもたちが快適に学べる質の高い学習環境を整える**ため、『**児童・生徒数の変化に応じた学校規模の適正化の推進**』に取り組むことを定めている。



適正規模・適正配置の基本的な考え方

② 適正規模・適正配置方針策定経過

R2(2020)年7月

- ・ 適正規模・適正配置の検討開始
- ・ 公募市民、関係団体代表、学識経験者、小・中学校長で組織する検討組織（附属機関）の設置（R3年3月まで合計8回の会議開催）

// 7~8月

- ・ 児童・生徒保護者、学校教職員、市民を対象としたアンケート調査（対象者数：2,652人、回答者数：1,210人）の実施

// 11月

- ・ 庁内検討組織の設置（R3年3月まで合計4回の会議開催）

R3(2021)年3月

- ・ 附属機関から「市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方」の答申を受領
- ・ 方針(素案)についての意見交換会の開催(参加者数8人、意見数30件)

// 6~7月

- ・ 方針(案)についてのパブリックコメントの実施（意見数58件）

// 8月

- ・ 市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針の策定

適正規模・適正配置の基本的な考え方

③ 学校の適正規模（小規模な学校のメリット・デメリット）

- ・市内には様々な規模の学校が存在しており、小規模な学校・大規模な学校それぞれにメリット・デメリットが存在
- ・学校規模の偏りが大きくなるとメリットよりデメリットが大きくなる恐れ

【小規模な学校※におけるメリット・デメリット】※国の規則で示されている1学校当たり12学級より小規模な小・中学校

区分	回答者区分	1位	2位	3位	
メリット	小学校	保護者	<u>教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい</u>	児童・生徒の人間関係が深まりやすい	学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会が多くなりやすい
		教職員		異学年間の教育・交流活動の機会が多くなりやすい	児童・生徒の人間関係が深まりやすい
	中学校	保護者		児童・生徒の人間関係が深まりやすい	学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会が多くなりやすい
		教職員			
デメリット	小学校	保護者	<u>児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい</u>	PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい	部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい
		教職員		多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい	運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に制約が生じやすい ほか1件※1
	中学校	保護者		部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい ※「教職員」では1位と同率	PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい
		教職員			

※1…「運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に制約が生じやすい」と「PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい」が同率（12.9%）
 [市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果]

適正規模・適正配置の基本的な考え方

④ 学校の適正規模（望ましい学級数）

校種	適正規模
小学校	12学級～24学級程度（1学年当たり2～4学級程度）
中学校	9学級～18学級程度（1学年当たり3～6学級程度）

【小学校】

- ・ 児童への指導、児童間の人間関係の形成などが図られやすい
- ・ アンケート調査で、学年当たりで「1学級」及び「5学級以上」を選択した保護者、教職員は非常に少ない
- ・ 全ての学年でクラス替えや学級の枠を超えた学習等の実施や各学年に複数の教職員の配置が可能

【中学校】

- ・ 教職員の目が届きやすく、きめ細かな指導が行える
- ・ 集団活動や学校行事の充実、豊かな人間関係の構築、多様な集団の形成、活気のある集団活動や学校行事などが可能
- ・ アンケート調査で、学年当たりで「1～2学級」、「7学級以上」を選択した保護者、教職員は非常に少ない
- ・ 全ての授業で教科担任による指導が可能

適正規模・適正配置の基本的な考え方

⑤ 適正配置（望ましい通学距離・時間の上限）

校種	適正配置（望ましい通学距離・時間の上限）
小学校	おおむね 3 km・45分以内
中学校	おおむね 4 km・60分以内

- ・ 以前の市の方針や国の考え方では、小学校はおおむね 4 km以内、中学校はおおむね 6 km以内としており、徒歩換算ではそれぞれ60分、90分となるが、アンケート調査では、現状の通学時間では60分以上かかる児童・生徒は存在せず、また、許容範囲だと考える通学時間で60分以上と回答している保護者、教職員はほぼいない
- ・ 現状（R2（2020）年度時点）で最長となる通学路は、小学校で3.6km、中学校では3.5kmであり、一部の例外を除き、ほぼ全てが徒歩で通学

適正規模・適正配置の基本的な考え方

⑥ 適正規模の方策

・学校規模の適正化を図るため、次の掲げる方策の中から検討を実施

No	方策	方策の内容
1	<u>通学区域の変更</u>	通学区域を変更・再編成するもの
2	<u>学校の統廃合(既存学校用地の活用、新規用地の確保、通学区域の分割)</u>	既に学校が設置されている用地を活用又は新たな用地を確保し、複数校を統合するものや、1校を分割し、他の複数の学校に統合するもの
3	通学区域制度の弾力的運用(一部区域における学校選択、小規模特認校)	▶一定の学校規模の条件に基づき、住居からおおむね1km以内に学校がある場合、当該学校への就学を認めるもの ▶通学区域に関係なく、特定の小規模な学校への就学を認めるもの
4	<u>学校の新設</u>	既存の通学区域を分割して新しい学校を設置するもの
5	校舎の増改築	児童・生徒の増加に対応するため、既存校舎の増改築を実施するもの

※下線を引いた方策は「通学区域の変更を伴う方策」

適正規模・適正配置の基本的な考え方

⑦ 適正配置の方策（通学負担軽減策）

- ・学校規模適正化の方策検討に当たり、方策を実施した場合において望ましい通学距離・時間などを上回ることが見込まれる場合、併せて次に掲げる適正配置の方策を検討

No	方策	対象校種	方策の内容
1	住所地から近い場所にある学校への通学を認める	小学校 中学校	住所地により定められている就学指定校より、通学距離が短い学校への通学を認めるもの
2	公共交通機関（バスなど）の利用を認める		バスなどの公共交通機関を利用した通学を認めるもの
3	スクールバスを運行する		児童・生徒が乗車する専用のバスを運行し、学校まで通学するもの
4	自転車の通学を認める※	中学校	自転車を利用した通学を認めるもの

※No 4 については通学の安全性の確保を考慮し、まずNo 1～3の方策を優先的に検討した上で、必要に応じて検討

適正規模・適正配置の基本的な考え方

⑧ 方策実施に当たり考慮すべき事項

- ・方策実施の検討に当たっては主に次の3点を考慮

公共施設の維持管理・適正配置

- ・「市公共施設最適化基本計画」では、R36(2054)年度までに市公共建築物全体の更新・維持管理費用として約1,849億円を見込んでおり、それに対し、充当できる財源は約1,427億円であり、約422億円の財源が不足する見込み
- ・小・中学校は、施設の長寿命化を図るとともに、今後の児童・生徒数の推計を踏まえた適正規模による整備や施設の複合化等を進めることが必要

都市づくりとの関係

- ・市全体の都市づくり等との整合を図るため、本市の将来都市像や都市づくりの方向を示す「市都市計画マスタープラン」や人口減少・超高齢社会における持続可能な都市づくりを進めるための「市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」などの都市づくりの考え方を考慮

適正規模・適正配置の基本的な考え方

⑧ 方策実施に当たり考慮すべき事項

地域コミュニティとの関係

○学校と地域コミュニティとの関係性

- ・小・中学校は学校関係者だけでなく、自治会を始めとする様々な地域コミュニティ団体等の支援を受けながら運営。特に近年ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を中心に積極的な取組が進められている
- ・今後も学校、地域の団体や個人、公民館などが連携した取組が地域で求められる

⇒方策の検討に当たっては、地域コミュニティとの関係性を考慮

○地域コミュニティ等の拠点としての学校施設の在り方

- ・アンケート調査では、小・中学校に期待する役割として「地域防災拠点」「児童・生徒の放課後の居場所」、「地域の活動・交流の拠点」などの選択割合が高く、これらの役割が今後も求められる

⇒方策の検討に当たっては、これらの役割や機能への影響に配慮。

また、学校の統廃合を検討する場合、地域の防災力やコミュニティの活力維持等の観点から、学校跡地の在り方について検討

適正規模・適正配置の基本的な考え方

⑨ 方策の実施基準及び実施に係る基本的な考え方

○実施基準

- ・ 当該年度から9年後の学級数の推計値が適正規模の範囲外の学校を対象。
- ・ 対象校のうち、規模の偏りが大きい学校（表の下線に該当する学校）については、優先して方策を検討

校種	小規模		適正規模	大規模	
	優先的对象	対象		対象	優先的对象
小学校	<u>6学級以下</u>	11学級以下	12～24学級	25学級以上	<u>31学級以上</u>
中学校	<u>6学級以下</u>	8学級以下	9～18学級	19学級以上	<u>25学級以上</u>

○基本的な考え方

- ・ 「市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン 総合戦略」の人口展望値を踏まえ、長期的な視野をもって検討
- ・ 通学区域の変更を伴う方策については、旧町村域による8地域を基に変更を検討
- ・ 方策の実施時期については、学校の再整備時期を見据え検討

適正規模・適正配置の基本的な考え方

⑩ 方策の実施基準及び実施に係る基本的な考え方

○実施に係る留意事項

- ・対象校は、まず通学区域の変更を伴わない方策を検討
優先的对象校は、通学区域の変更を伴う方策を含めた全ての方策を検討
- ・方策の実施に伴い、通学距離・時間が長距離化・長時間化する場合は、望ましい通学距離・時間の上限を目安に通学負担軽減策を導入
- ・通学区域の変更を伴う方策を実施した学校や地域については、当面の期間は、通学区域の変更は行わない

3. 森の里小学校・森の里中学校について

森の里小学校・森の里中学校について

① 森の里地区について

地区の特徴

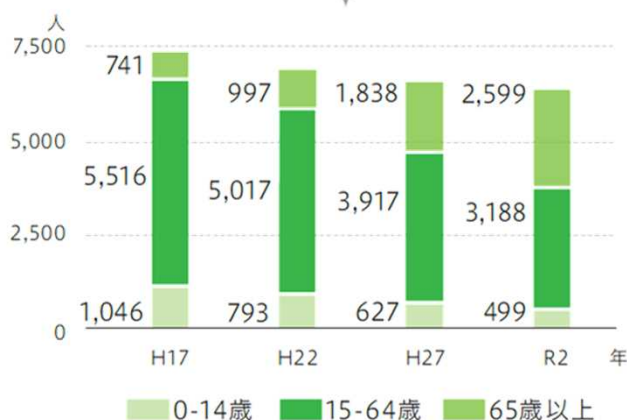
- ・ 開発により整備された自然と調和した静かな住宅地が広がっており、幼稚園から大学までの教育機関や高度な研究開発を手掛ける大手企業の研究機関が立地している
- ・ 住民が主体となって、交流の場の創出や高齢者の生活支援、子育て支援のボランティア活動など、地域ぐるみで様々な取組を実施している
- ・ ボランティアによる見守り活動や清掃活動が活発で、安全で静かな住環境が維持されている

地区の概要・データ

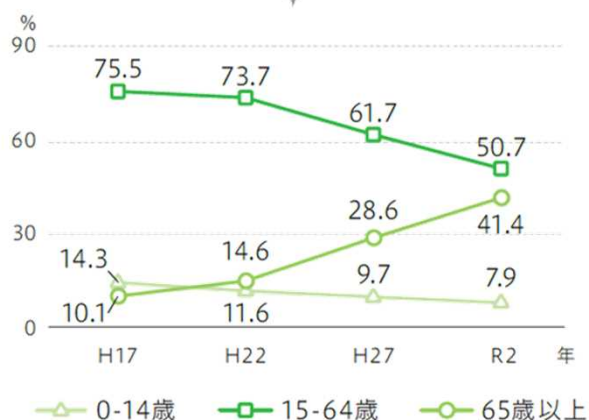
■人口（令和2年10月） 6,286人 （市全体の2.8%）

■世帯数（令和2年10月） 2,744世帯 （市全体の2.6%）

年齢3区分人口の推移



年齢3区分人口の割合の推移



出典：平成17年・22年・27年は総務省「国勢調査」から作成、令和2年は住民基本台帳から作成（各年10月）

〔 第10次厚木市総合計画「あ
つぎ元気プラン」から抜粋 〕

森の里小学校・森の里中学校について

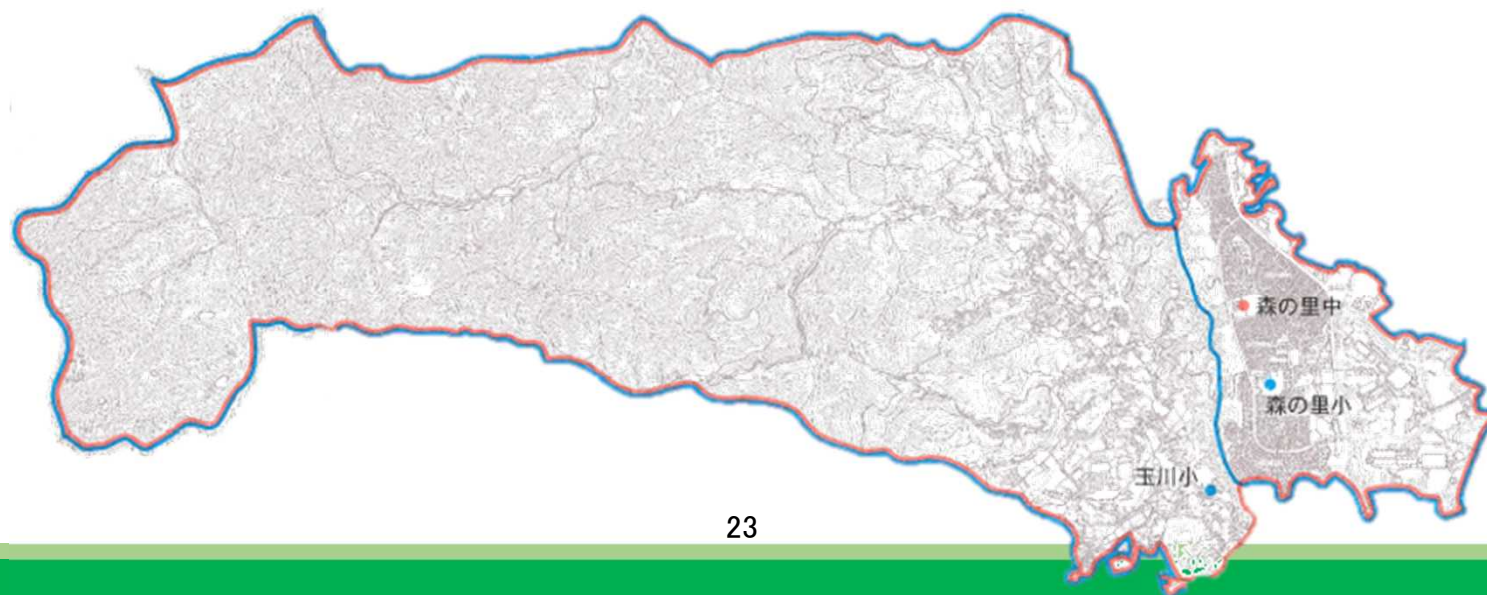
② 森の里小・中学校の変遷・通学区域

変遷

- ・ S55（1980）年に森の里特定土地区画整理事業が認可され、造成工事が開始。その後、第1期入居開始に合わせ、S60（1985）年に森の里小学校、S61（1986）年に森の里中学校がそれぞれ開校

通学区域

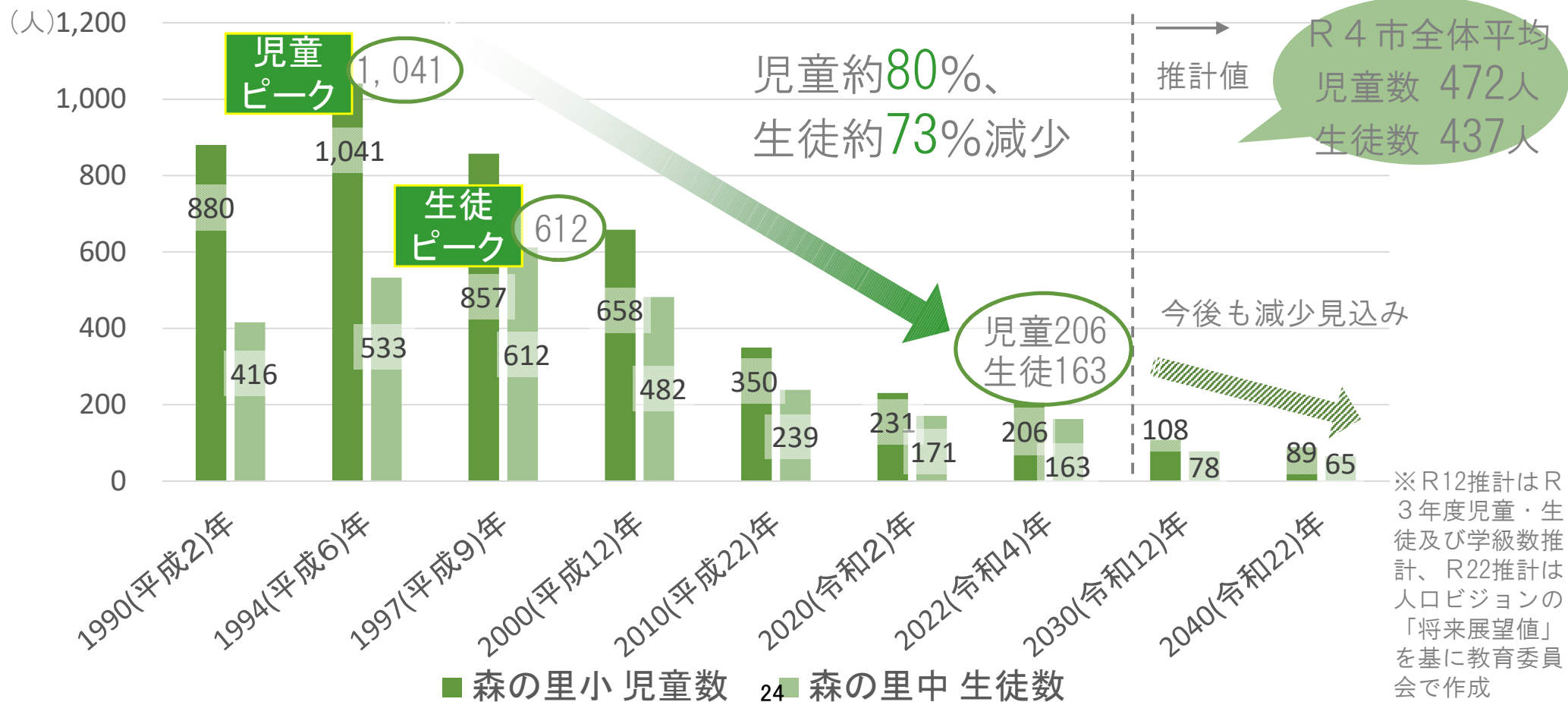
学校	通学区域
森の里小	森の里若宮、森の里青山、森の里一丁目～五丁目
森の里中	玉川小学校通学区域（七沢に限る。）、森の里小学校区域



森の里小学校・森の里中学校について

③ 森の里小・中学校の児童・生徒数の推移・推計

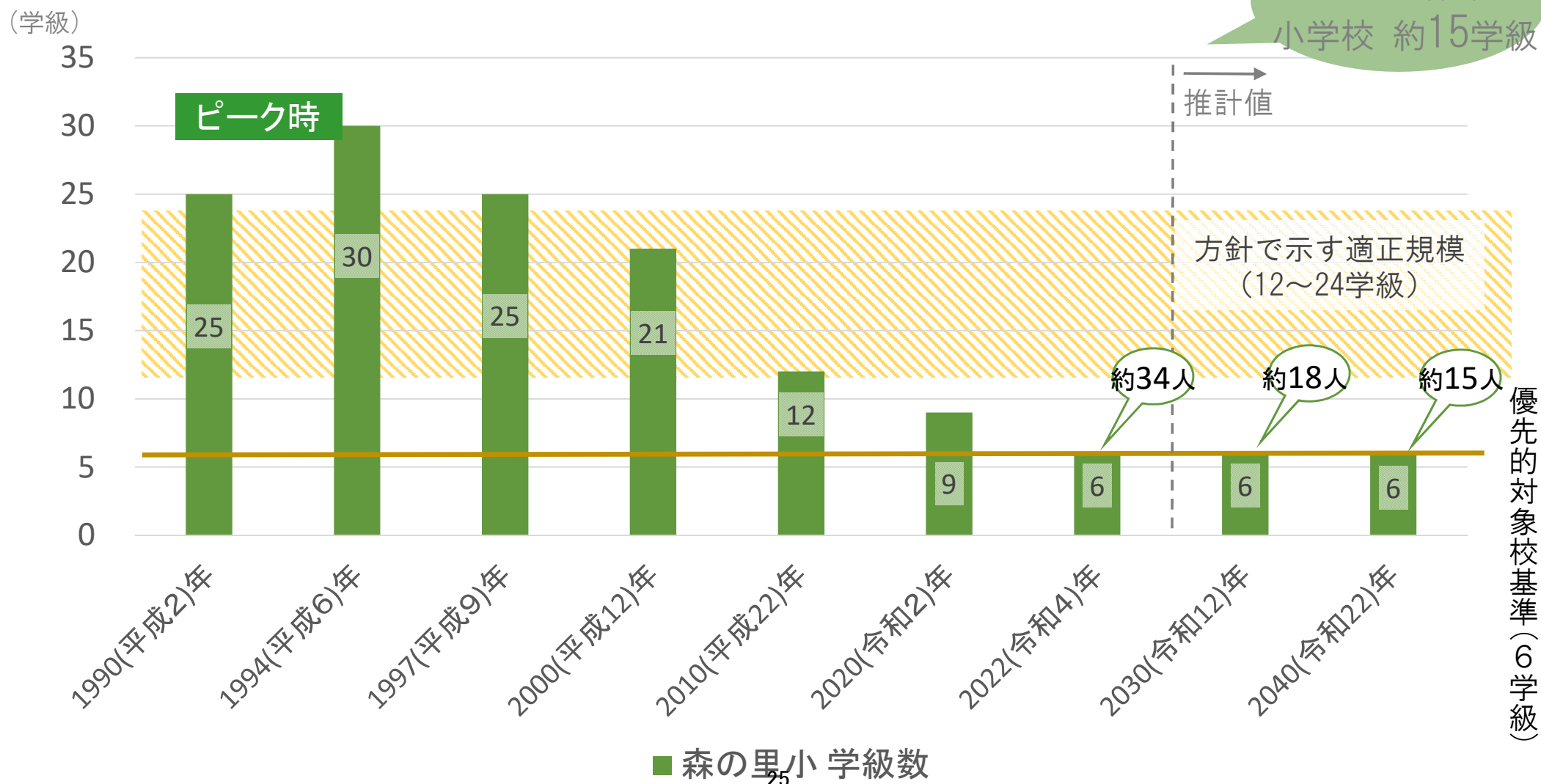
- ・ 森の里地区の児童数はH 6 (1994)年度の1,041人を、生徒数はH 9 (1997)年の612人をピークに減少が続く
- ・ R 4 (2022)年度の児童数は206人、生徒数は163人。ピーク時と比べ児童数は約80%、生徒数は約73%減少
- ・ 推計では今後も減少が継続する見込み



森の里小学校・森の里中学校について

④ 森の里小学校の学級数の推移・推計

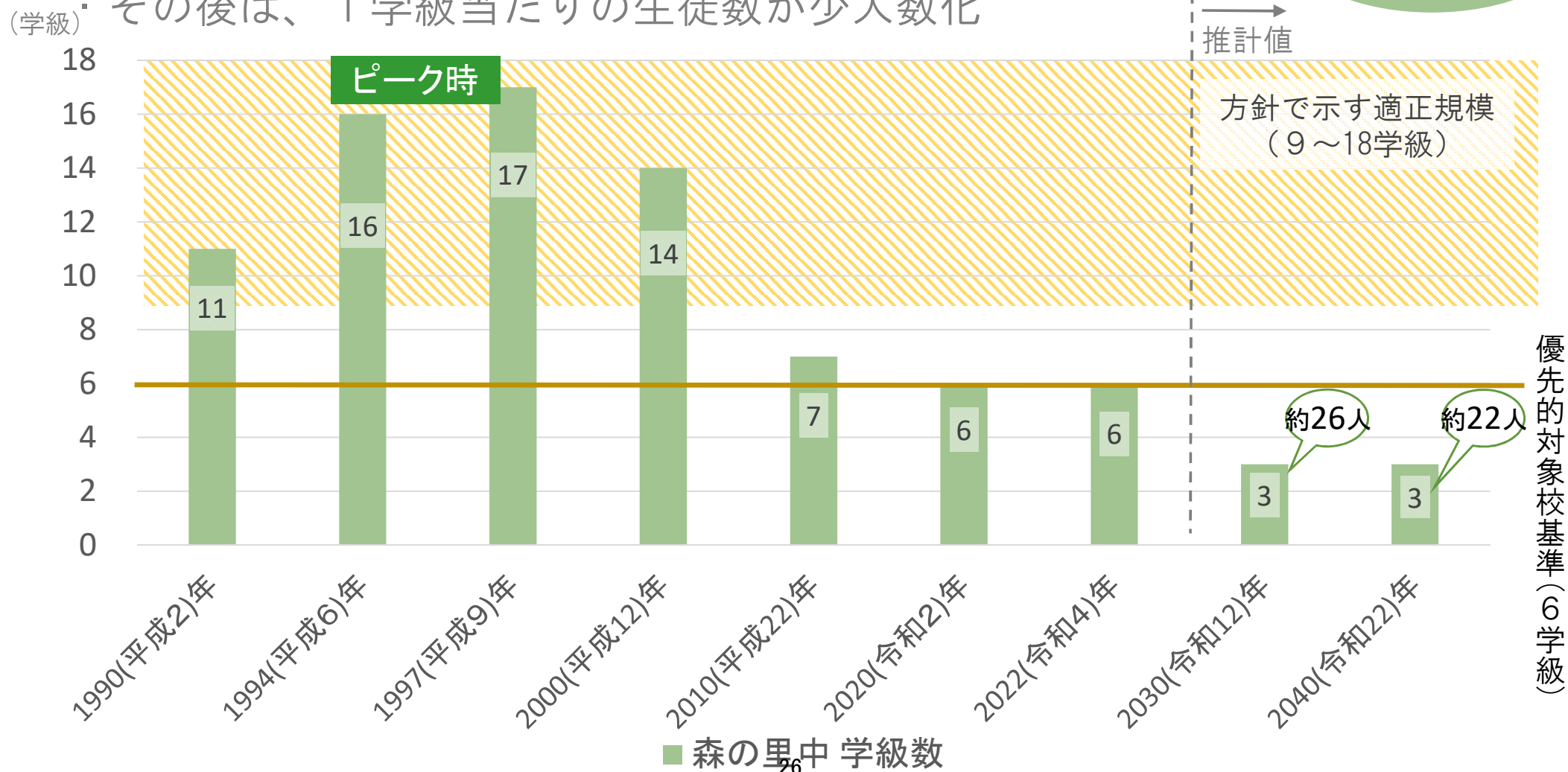
- ・ 森の里小学校の学級数は児童数減少に伴い減少傾向
- ・ R4(2022)時点で、優先的対象校の基準となる6学級
- ・ 今後、1学級当たりの児童・生徒数が少人数化



森の里小学校・森の里中学校について

⑤ 森の里中学校の学級数の推移・推計

- ・ 森の里中学校の学級数は生徒数減少に伴い減少傾向
- ・ R4 (2022) 時点で、優先的対象校の基準となる6学級
- ・ R12 (2030) 時点で、3学級まで減少見込み
- ・ その後は、1学級当たりの生徒数が少人数化



森の里小学校・森の里中学校について

⑥ 学校施設の再整備時期

- ・小・中学校ともに、R15～26年度の期間内において大規模修繕(長寿命化改修)を実施した上で、R40年代まで施設の使用が可能

学校名	建物名	建設年度	築年数	耐用年数	施設更新(再整備)時期	大規模修善時期
森の里小学校	西棟	S59(1984)	38	80	R46(2064)	R15(2033)～ 26(2044)年度の 期間内
森の里中学校	西棟	//61(1986)	36		//48(2066)	

※「建物名」は各学校で最も早く更新時期を迎える建物を記載

4. 今後の方策の方向性（案）の検討の進め方

今後の方策の方向性（案）の検討の進め方

① 実施基準に基づく検討対象校

- ・ 推計では、R12(2030)年度には小学校7校、中学校2校が小規模な優先的対象校となる見込み(大規模な優先的対象校は該当なし)
- ・ 森の里地区では、森の里小学校が6学級・森の里中学校が3学級となる見込みで、ともに優先的対象校

校種	規模区分	優先的対象校		対象校	
		学校数	学校名	学校数	学校名
小学校	小規模	7校	荻野小、玉川小、相川小、鳶尾小、上荻野小、飯山小、 <u>森の里小</u>	1校	上依知小
	大規模	0校	-	0校	-
中学校	小規模	2校	東名中、 <u>森の里中</u>	3校	小鮎中、玉川中、相川中
	大規模	0校	-	1校	厚木中

今後の方策の方向性（案）の検討の進め方

② 優先的対象校の児童・生徒数等見込み

校種	地域	地区	学校名	R12(2030)		R22(2040)
				児童・生徒数	学級数	児童・生徒数
小学校	荻野	荻野	荻野小	129	6	129
			鳶尾小	195	6	194
			上荻野小	163	6	162
	小鮎	小鮎	飯山小	119	6	108
	玉川	玉川	玉川小	112	6	107
			<u>森の里</u>	<u>森の里小</u>	<u>108</u>	<u>6</u>
相川	相川	相川小	186	6	195	
中学校	南毛利	南毛利南	東名中	172	6	176
	玉川	玉川	(玉川中)	259	8	249
			<u>森の里</u>	<u>森の里中</u>	<u>78</u>	<u>3</u>

※玉川中学校は参考として記載

[R12推計はR3(2021)年度児童・生徒及び学級数推計に基づく
R22推計は人口ビジョンの「将来展望値」を基に教育委員会で作成]

今後の方策の方向性（案）の検討の進め方

③ 方策の方向性（案）の検討の進め方

学校の統廃合を含めた方策を検討する地域・学校

地域	優先的対象	方策の方向性（案）検討の考え方
荻野	荻野小・ 鳶尾小・ 上荻野小	<ul style="list-style-type: none"> ・ R22(2040)年度の児童・生徒数が、R12(2030)年度と比べ、減少又は横ばいの見込み ・ 適正な学校規模維持に必要な児童・生徒数とのかい離が大きい学校がある ・ 地域内で通学区域の変更を実施した場合でも、R22(2040)年度には、地域内の両校又は全ての学校が優先的対象となる
小鮎	飯山小・(小鮎小)	
玉川	<u>森の里小・玉川小</u>	
	<u>森の里中・(玉川中)</u>	

※カッコ内の学校は、優先的対象校ではないが、同地域内に優先的対象校が立地するため、地域として一体的に方策を検討する学校

通学区域制度の弾力的運用を検討する地域・学校

地域	優先的対象	方策の方向性（案）検討の考え方
相川	相川小	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域において、令和22(2040)年度の児童・生徒数が、令和12(2030)年度と比べ増加の見込み ・ 適正な学校規模維持に必要と考えられる児童・生徒数とのかい離が比較的小さい
南毛利	東名中	

今後の方策の方向性（案）の検討の進め方

④ 検討のスケジュール（案）

R4(2022)年10・11月

・ 説明会の開催

（対象：対象学校の児童・生徒や未就学児の保護者や地域住民）

※スケジュール（案）は方針で定めている目安
（取組は各地区の実情に合わせ推進予定）

R5(2023)年1・2月

・ アンケート調査（対象：説明会と同様）

⇒アンケート調査結果等を踏まえ、方策の方向性（案）の検討

〃 年6・7月

・ 意見交換会の開催（対象：説明会と同様）

通学区域の変更、学校の統廃合等を検討する場合

〃 年9月～R6(2024)年9月（1年程度）

・ 方策実施に向けた各地域検討組織による検討

（検討組織は保護者や学校関係者、地域の団体や住民等で構成）

R6(2024)年9月～R9(2027)年3月（2年6か月程度）

・ 対象地域における適正規模・適正配置推進計画の策定（6か月程度）

・ 計画に基づく取組の推進（2年程度）

・ 適正規模・適正配置の方策の実施

5. 最後に

- ・市教育委員会では、将来にわたって子どもたちの教育環境をより良くするためにどうすれば良いのかを、保護者や地域の皆様と一緒に考えていきたいと思っています。
- ・現状では何も決まっておられません。保護者や地域の皆様と行政が、地域の学校の在り方について、将来のビジョンを共有し、対話を深めることにより、その地域にとって適した方策を見つけ出し、取組を進められるものと考えています。
- ・御自身のお子様・お孫様や地域の子どもたちのためにどのような教育環境を整えることが望ましいのか沢山の御意見をいただければと思いますので御協力をよろしくお願い申し上げます。

[参考] 玉川小学校・玉川中学校について

玉川小学校・玉川中学校について

① 玉川地区について

地区の特徴

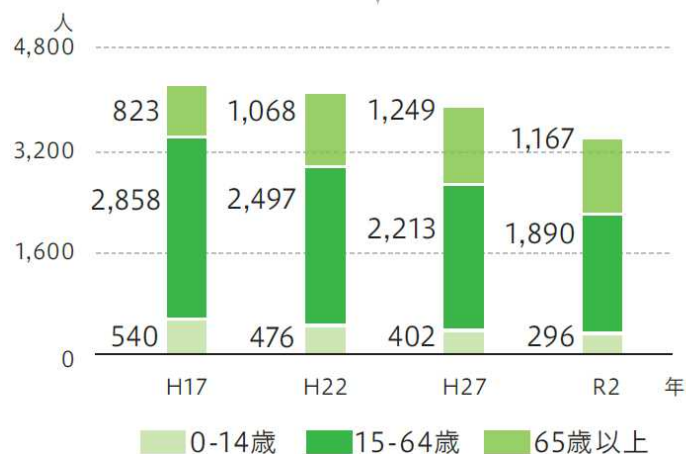
- ・市の西部に位置し、丹沢山麓の豊かな自然環境に恵まれた地区。地区内には、丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、小町緑地などがあり、緑豊かな里
- ・端午の節句に揚げられてきたせんみ凧の保存や「小野小町まつり」の開催など、地域ぐるみで郷土の伝説を後世に伝える活動が行われている
- ・市の重要な観光資源の一つである東丹沢七沢温泉郷があり、周辺はハイキングコースとしても親しまれ、多くの方が立ち寄っている

地区の概要・データ

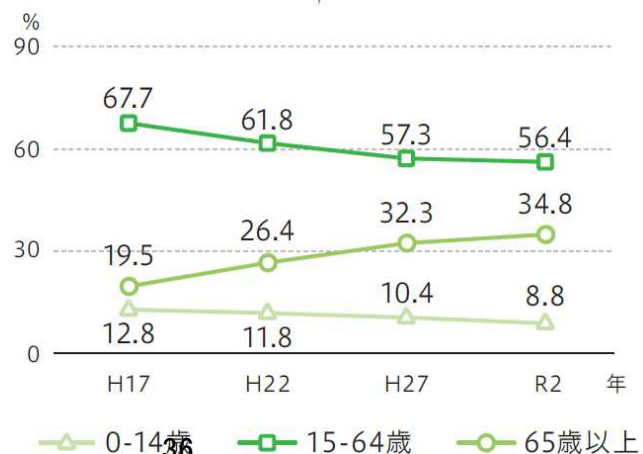
■人口（令和2年10月） 3,353人 （市全体の1.5%）

■世帯数（令和2年10月） 1,560世帯 （市全体の1.5%）

年齢3区分人口の推移



年齢3区分人口の割合の推移



【第10次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」から抜粋】

玉川小学校・玉川中学校について

② 玉川小・中学校の変遷・通学区域

変遷

- ・ M26(1893)年に、玉川村七沢久保屋敷に尋常高等小学校として玉川小学校が開校。S11(1936)年に現在の位置に移転。(S30(1955)年に厚木市立玉川小学校と改称)
- ・ S22(1947)年に、七沢154番地に玉川中学校が開校。その後、S54(1979)年に現在の位置に移転・開校。

通学区域

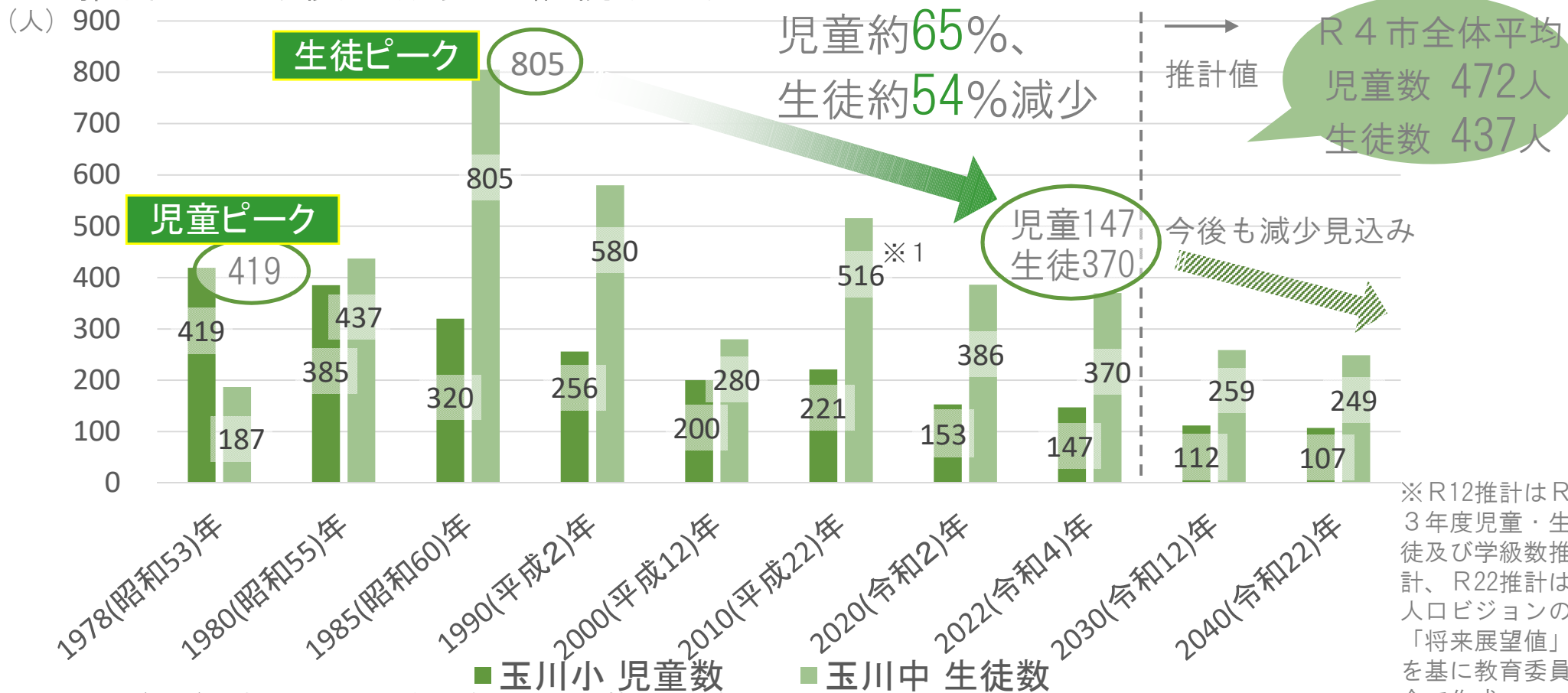


学校	通学区域
玉川小	七沢、小野、岡津古久
玉川中	玉川小学校通学区域（七沢を除く）、愛甲小学校通学区域（愛甲西二丁目の一部に限る）、毛利台小学校通学区域

玉川小学校・玉川中学校について

③ 玉川小・中学校の児童・生徒数の推移・推計

- ・ 玉川地区の児童数はS53(1978)年度の419人を、生徒数はS60(1985)年の805人をピークに長期的な傾向として減少が続く
- ・ R4(2022)年度の児童数は147人、生徒数は370人。ピーク時と比べ児童数は約65%、生徒数は約54%減少
- ・ 推計では今後も減少が継続する見込み



※1 H13(2001)年度に、長谷の一部地域が玉川中学校通学区域に編入

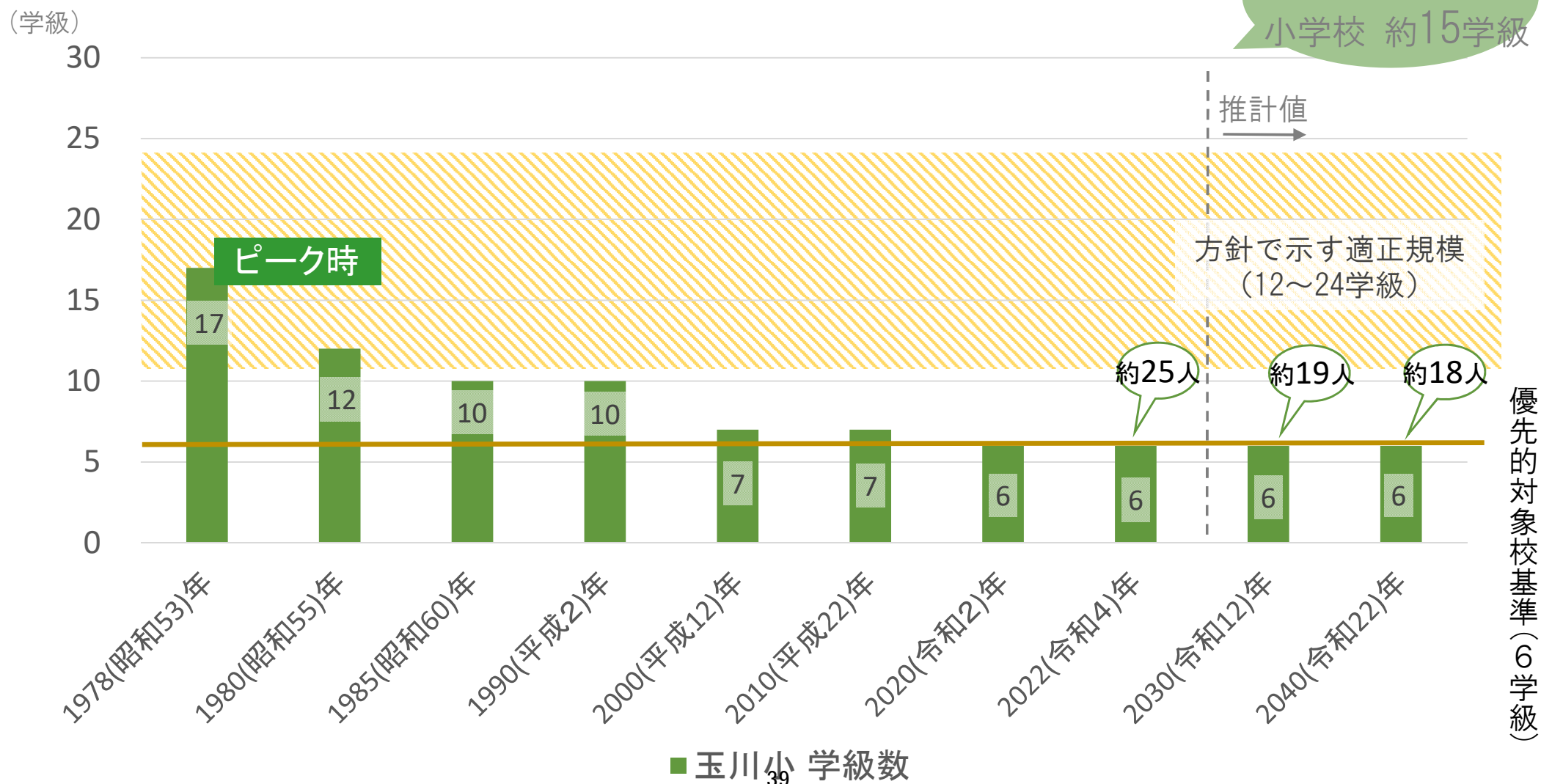
※R12推計はR3年度児童・生徒及び学級数推計、R22推計は人口ビジョンの「将来展望値」を基に教育委員会で作成

玉川小学校・玉川中学校について

④ 玉川小学校の学級数の推移・推計

- ・ 玉川小学校の学級数は児童数減少に伴い減少傾向
- ・ R4(2022)時点で、優先的対象校の基準となる6学級
- ・ 今後、1学級当たりの児童・生徒数が少人数化する可能性

R4市全体平均
小学校 約15学級

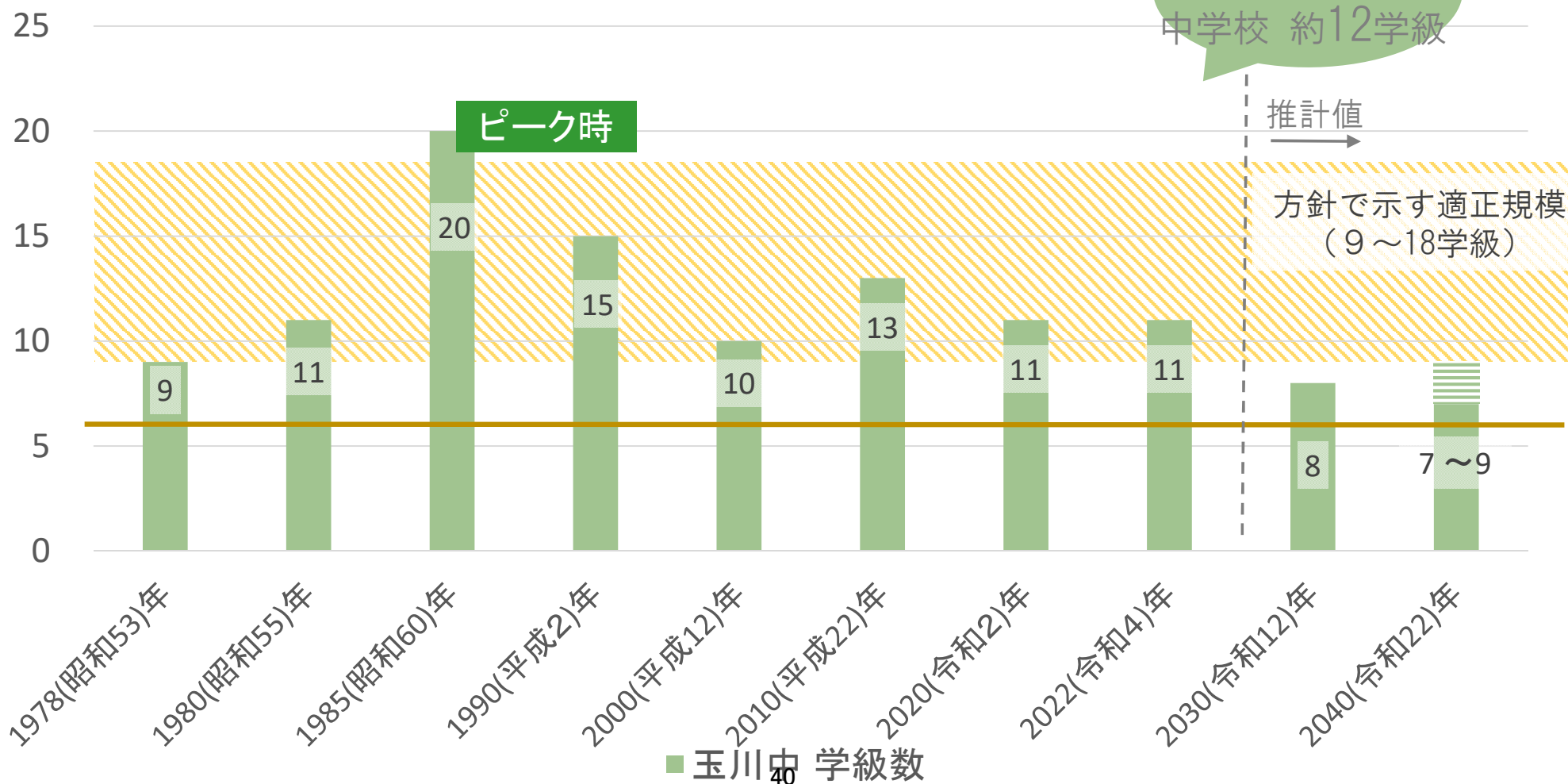


玉川小学校・玉川中学校について

⑤ 玉川中学校の学級数の推移・推計

- ・ 玉川中学校の学級数は生徒数減少に伴い減少傾向
- ・ R12(2030)時点で、適正規模の範囲を下回る見込み
- ・ R22(2040)時点では、適正規模の範囲は下回る可能性があるものの、優先的対象校にはならない見込み

(学級)



玉川小学校・玉川中学校について

⑥ 学校施設の再整備時期

- ・小・中学校ともに、R15～26年度の期間内において大規模修繕(長寿命化改修)を実施した上で、R40年代まで施設の使用が可能

学校名	建物名	建設年度	築年数	耐用年数	施設更新(再整備)時期	大規模修善時期
玉川小学校	校舎棟	S55(1980)	42	80	R42(2060)	R15(2033)～ 26(2044)年度の 期間内
玉川中学校	西棟	//54(1979)	43		//41(2059)	

※「建物名」は各学校で最も早く更新時期を迎える建物を記載



《学校の適正規模・適正配置の取組関係HP》

詳しくは

厚木市 適正規模・適正配置

検索

又は



《お問い合わせ先》

厚木市教育委員会 教育総務部 教育総務課

電話 046-225-2663

電子メール 7800@city.atsugi.kanagawa.jp

市立小・中学校の適正規模・適正配置の取組に関するQ & A

市立小・中学校の適正規模・適正配置の取組の検討を進める中でいただいた御質問や御意見を整理し、次のとおりQ & Aとしてまとめました。

1 学校規模や学校規模適正化の方策に関すること

- (1) 学校が小規模化すると何か教育上の問題があるのか。小規模のメリットをいかした教育を進めてはどうか。
- (2) 学校の統廃合という方策は実施しないで、小規模特認校制度などの方策を実施すべきではないか。
- (3) 学校の統合を行うと児童・生徒数が多くなり、担任の先生の目が届きにくくなるのではないか。
- (4) 1学級の人数上限を25人や30人などの少人数学級にすれば、学級数を増加することができる。この取組で学校規模を適正化できないか。

2 通学に関すること

- (1) 通学距離・時間の上限を3km・45分としているが、小学校低学年でこの距離を歩くことは難しいのではないか。
- (2) 学校の統廃合をした場合、通学の長距離化・長時間化につながるので、安全性が低下してしまうのではないか。

3 教育環境に関すること

- (1) 学校規模適正化の方策として小中一貫校を設置してはどうか。

4 まちづくりや地域コミュニティに関すること

- (1) 児童・生徒数が少なくならないように市で取り組むのが先ではないか。子どもの数が増えればこのような取組を実施しなくても良いのではないか。
- (2) 統廃合により学校が無くなった場合、地域コミュニティが衰退してしまうのではないか。
- (3) 統廃合により廃校となった場合、学校施設はどうなるのか。

【Q1-(1)】学校が小規模化すると何か教育上の問題があるのか。小規模のメリットをいかした教育を進めてはどうか。

市教育委員会では、大規模な学校と小規模な学校のそれぞれにメリットと課題があり、そのメリットをいかし、かつ、課題を最小化しながら、学校の特性に合わせた教育を進めていくことが望ましいと考えています。

そうした中において、学校規模の大規模化・小規模化が一定以上進展し、学校規模の偏りが特に大きくなると、メリットよりも課題が大きくなってくると考えられます。

例えば小規模化が進んだ場合、「児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい」、「多様な考え方に触れたり、切磋琢磨したりする機会が少なくなりやすい」といったデメリットが大きくなり、実際に「クラス替えができない」「運動会や文化祭などの集団行動に制約が生じる」「部活動等の設置が限定される」などの課題が顕在化するものと考えられます。

市教育振興基本計画で掲げる、子どもたちの「『生きる力』の育成」に当たっては、様々な人間関係の中で社会的な適応能力を身につけることが重要であり、そのためには学習環境の多様性を確保することが必要であると考えます。

なお、小規模校のメリットの一つである「教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい」について、例えば1学年がそれぞれ25人、50人、75人の学校があった場合、それぞれ1学年当たりの学級数は1学級、2学級、3学級と異なりますが、1人の担任が受け持つ人数は25人と変わりません。そうしたことなどを踏まえると、小規模な学校でできる多くのことは、適正規模校でも可能であると考えられます。

【Q1-(2)】学校の統廃合という方策は実施しないで、小規模特認校制度などの方策を実施すべきではないか。

学校の統廃合や通学区域の変更などの方策は、対象となる児童・生徒やその保護者への影響の大きさはもちろんのこと、地域コミュニティにも様々な影響を与えることが考えられます。

そうしたことを踏まえ、小規模特認校制度などの「通学区域制度の弾力的運用」制度の導入により規模適正化を図ることができる見込みが高い場合は、まずこれらの方策を実施する方向で検討を進めていきます。

そうした中において、「学校規模適正化に必要な児童・生徒数とのかい離が大きい」、「長期的な推計において児童・生徒数の減少が続く見込み」などの場合については、通学区域制度の弾力的運用では学校規模適正化を図ることが困難な状況が考えられます。

こうした場合においては学校の統廃合を含めた全ての方策の中からその地域に適した方策を検討していきます。

【Q1-(3)】学校の統合を行うと児童・生徒数が多くなり、担任の先生の目が届きにくくなるのではないか。

「Q1-(1)」でも記載させていただいたとおり、学級は児童・生徒数に応じて編制されるため、児童・生徒数の多寡と担任が受け持つ人数は、必ずしも関連しません。

なお、学校が適正な規模の範囲内であれば、「より多くの教職員が多面的な観点で児童・生徒を指導できる」、「バランスの取れた教職員配置が可能となる」などの児童・生徒への指導面における効果が考えられます。

【Q1-(4)】1学級の人数上限を25人や30人などの少人数学級にすれば、学級数を増加することができる。この取組で学校規模を適正化できないか。

小・中学校の学級編制（1学級当たりの児童・生徒数）については、基本的に法律で定められており、法律の基準では小学校は1学級当たり35人[※]、中学校は1学級当たり40人を上限に学級を編制することが定められています。

本市が独自に30人や25人学級などの少人数学級を実施するためには、増加する学級数に対応するための教職員や教室を市独自で確保していく必要があり、人材の確保や財政的負担など課題が多いことから、本市では、国が示す学級編制の基準に基づき、学校の適正規模・適正配置の方策を実施してまいります。

なお、少人数学級の実現に向けては、神奈川県市長会を通して国に30人学級編制の要望を出しております。

《参考》令和3年度に30人学級を実施すると仮定した場合において、新たなる配置が必要となる教職員数

項目	必要数
教職員数	107人増

※令和4（2022）年度時点では、小学校1～3年が35人、4～6年は40人学級編制。令和7（2025）年度には全学年35人学級編制となる見込み。

【Q2-(1)】 小学校の通学距離・時間の上限を3km・45分としているが、小学校低学年でこの距離を歩くことは難しいのではないか。

通学距離・時間の範囲については、国や本市のこれまでの考え方、実際の児童・生徒の通学状況や保護者・教職員のアンケートの調査結果を踏まえ上限を定めています。これは必ずしも、この範囲内であれば通学負担軽減策を講じないといった画一的なものではなく、距離・時間を一つの目安とし、各地域の地形や交通状況などを総合的に勘案して、必要となる方策を選択していくものとなります。

特に児童については、低学年と高学年では発達の状況も異なることから、適正規模の方策の検討の際には、その点も踏まえながら通学の在り方について併せて検討してまいります。

【Q2-(2)】 学校の統廃合をした場合、通学の長距離化・長時間化につながるため、安全性が低下してしまうのではないか。

学校を統合すると通学区域が拡大することから、通学距離・時間が長距離化・長時間化することが想定されます。

こうしたことから、方針では通学距離・時間の上限を設けるほか、必要に応じて通学負担軽減策を講じることを定めております。

児童・生徒の通学の安全を確保するため、警察や道路管理者、関係部署と連携しながら取り組むのはもちろんのこと、保護者や地域の皆様とともに子どもたちの通学の安全に向けた方策を一緒に検討したいと考えております。

【Q3-(1)】 学校規模適正化の方策として小中一貫校を設置してはどうか。

小中一貫校については、二つの要件に基づいて考えていく必要があると認識しています。一つ目は9年間を通じた教育課程を編成し、体系的な教育を目指す「小中一貫教育」の在り方。二つ目は、児童・生徒が同一の施設で学ぶことを目的とした「小・中一体型施設」の整備の在り方になります。

「小中一貫教育」は、「義務教育9年間を連続した教育課程として捉え、児童生徒・学校・地域の実情等を踏まえた具体的な取組内容の質を高める」、「いわゆる『中1ギャップ』や『小中ギャップ』の解消」などの教育的な効果を目指し取り組むものであり、学校規模の偏りによる課題を解消するための取組とは本来の目的が異なるものとなります。

こうしたことから、本市では「小中一貫教育」と適正規模・適正配置の取組について、それぞれに検討していく必要があると認識しております。

なお、小学校と中学校を同一の施設に立地させる「小・中一体型施設」の整備については、公共施設の最適化の観点も含め、検討が必要な事項であると認識し

ております。

○ 小中一貫教育と適正規模・適正配置の関係性の整理について

項目	小中一貫教育	適正規模・適正配置
目的	市教育振興基本計画の基本理念「未来を担う人づくり」の実現	
市教育振興基本計画の位置付け	基本方針1「自立につながる「生きる力」の育成」 →目指す子ども像の共有など、小中一貫教育をさらに推進する取組	基本方針3「安全な教育環境の整備」 →統廃合を含めた学校の適正規模・適正配置の実施
取組のねらい (国が示す取組の手引き※を基に作成)	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育9年間を連続した教育課程として捉え、児童生徒・学校・地域の実情等を踏まえた具体的な取組内容の質を高める ・「中1ギャップ」や「小中ギャップ」の解消 ・社会性育成機能の強化(多様な異学年交流の活発化、より多くの多様な教員が児童生徒に関わる体制の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の規模の児童生徒集団が確保されることで、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力を育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要 ・そうした教育を十全に行うため、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されることが望ましい

⇒小中一貫教育と適正規模・適正配置では、社会性教育機能の向上や多様な教職員の配置などの点では取組成果の一部が重複しているものの、本来的な取組のねらいや求める成果も異なることから、それぞれの取組を個別に考えていく必要がある。

※「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」及び「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」

【Q4-(1)】児童・生徒数が少なくならないように市で取り組むのが先ではないか。子どもの数が増えればこのような取組を実施しなくても良いのではないか。

わが国では、平成20(2008年)から人口減少時代に突入し、地域社会の維持や人口減少の克服という課題に直面しています。

市では、こうした状況を踏まえ、平成28(2016)年に、市の実情に応じた、

人口減少を克服するための施策を位置付ける「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、合計特殊出生率の上昇、定住促進及び雇用の創出に向けた取組を進めているところです。

一方、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 42（2060）年には、わが国の人口は約 9,300 万人まで減少することが見込まれています。

こうした中において、市として人口減少を克服するための施策にこれまで以上に取り組むことはもちろんですが、現在も進行している人口減少という厳しい現実に向き合いながら、将来にわたって子どもたちに望ましい教育環境を整備するための取組が必要であると考えます。

【第 1 期厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標の進捗状況】

達成指標	数値目標	令和 2 年度 目標値 ^{※1}	令和 2 年度 実績値
合計特殊出生率	合計特殊出生率	1.40 ^{※2}	1.19 ^{※2}
定住促進	20 歳代の転出 超過数	81 人	172 人
雇用の創出	事業所数	10,500 事業所 ^{※2}	11,955 事業所 ^{※2}
	就業者数	146,661 人 ^{※3}	147,906 人 ^{※3}

※1 目標値は、各年の進捗を測るため目安として設定している数値

※2 令和 2 年の実績値が未公表のため、令和元年の目標値と実績値を記載

※3 平成 28 年の目標値と実績値（確報値）を記載。

【Q4-(2)】 統廃合により学校が無くなった場合、地域コミュニティが衰退してしまうのではないか。

学校は地域防災の拠点、児童・生徒の放課後の居場所・活動場所、地域の活動・交流の拠点など、地域コミュニティの拠点施設として重要な機能を担っていることに加え、地域の精神的な支柱としての役割を有しているものと認識しております。

一方、未来を担う子どもたちに対して将来にわたって望ましい教育環境を整備していくことは教育行政にとって最も大切な役割であると認識しております。

そうしたことから、適正規模・適正配置の方策の検討に当たっては、教育環境の維持・向上を図ることはもちろんのこと、学校と地域コミュニティの在り方との関係性を含めて、保護者の皆様、地域の皆様と一緒に検討させていただきたいと考えております。

【Q4-(3)】統廃合により廃校となった場合、学校施設はどうなるのか。

市の「厚木市公共施設最適化基本計画」では『複合化等の統廃合による余剰施設や利用者ニーズの低下により廃止した施設については、原則として売却することにより、公共建築物全体の維持管理等費用として活用』することと定めています。

そうした中において、学校施設は、地域で最も身近な公共施設の一つであり、地域コミュニティの拠点としての役割を担っていることから、廃止後の学校跡地については、適正規模・適正配置の方針の中で『地域の防災力やコミュニティの活力維持等の観点から、学校跡地の在り方について検討』することを定めています。

こうしたことから、学校跡地の在り方については、今後の行政需要やまちづくりの視点などを踏まえつつ、地域の皆様の御意見を伺いながら、検討してまいります。

【森の里小学校】市立小・中学校適正規模・適正配置の取組に関する意見等提出用紙

①氏名 (名称)	(フリガナ)
②区分	児童保護者 未就学児保護者 森の里地区住民 その他地区住民 (森の里地区以外) ※該当する区分を一つお選びください
③電話番号 (携帯電話可)	※御意見等の内容等を確認するために、御連絡させていただくことがあります。
④御意見等	内 容

※ 注意事項

- 1 提出された御意見等は、市立小・中学校適正規模・適正配置の取組に当たっての参考とさせていただきます。
- 2 提出された御意見の概要を公表させていただきます。その場合に、同趣旨の御意見が複数ある場合には、取りまとめて公表することがあります。また、個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- 3 御記入いただいた個人情報につきましては、厚木市個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理いたします。

【御意見等の提出方法とお問い合わせ先】

提出期限	令和4年10月31日 月曜日 (必着)
持参の場合	厚木市役所第二庁舎5階教育総務課に直接お持ちください。
郵送の場合	〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市教育総務課 宛て
FAXの場合	(046)224-5280
電子メールの場合	7800@city.atsugi.kanagawa.jp ※メール本文に①～④の内容を入力し御送信ください。
お問い合わせ先	教育総務課 教育企画係 電話番号 (046)225-2663(直通)